

佐倉市下水道用マンホール蓋デザイン使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市下水道のマンホール蓋のデザイン（以下「マンホール蓋デザイン」という。）の個人又は団体による使用（電子媒体での使用を含む。以下同じ。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マンホール蓋デザイン)

第2条 マンホール蓋デザインの名称及びデザインは、別表のとおりとする。

(使用の申請等)

第3条 営利を目的としてマンホール蓋デザインを使用しようとする者は、佐倉市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認申請書（別記様式第1号）に企画書その他の管理者が必要と認める書類を添えて、佐倉市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 営利を目的としないでマンホール蓋デザインを使用しようとする者は、佐倉市下水道用マンホール蓋デザイン使用届出書（別記様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(使用の条件)

第4条 マンホール蓋デザインの使用の条件は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがないこと。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用しないこと。
- (5) デザインのイメージを損なう改変をしないこと。
- (6) マンホール蓋デザインの使用に関連して第三者に対して与えた損害又は損失については、マンホール蓋デザインを使用する者（以下「使用者」という。）がその賠償の責めを負うこと。

(使用の承認)

第5条 管理者は、第3条第1項の申請があったときは、承認の可否を決定し、佐倉市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認（不承認）通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の決定に際しては、マンホール蓋デザインの使用が本市の下水道に対する市民等の理解を深め、公共の利益に寄与するものと認められる場合に限る、使用の承認をするものとする。

(承認の変更)

第6条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、管理者に佐倉市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認変更申請書（別記様式第4号）により申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、佐倉市下水道用マンホール蓋デザイン使用変更承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（使用承認の管理）

第7条 管理者は、承認番号、使用者名、使用方法及び使用期間を記載した佐倉市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認管理表（別記様式第6号）を作成し、第5条第1項の規定により承認した使用に関し、適正な管理を図るものとする。

（違反に対する取扱い等）

第8条 管理者は、使用者が第4条各号に掲げる条件に違反した場合又は偽りその他不正の手段により第5条第1項の規定による承認を受けたときは、使用の差止めの請求、マンホール蓋デザインが使用されている物件の回収その他の必要な指示等を行うことができる。

- 2 前項の場合において、管理者は、第5条第1項の規定による承認を取り消すことができる。

- 3 管理者は、第1項の指示等及び前項の承認の取消しによって使用者に生じた損害又は損失について、その賠償の責めを負わない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和6年6月24日決裁佐水経第183号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	デザイン
市の花々	
かぼすちゃん	